



一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.totori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ
<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>
発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会
鳥取市若葉台南1-17
TEL(0857) 52-7300 FAX 52-7311
編集責任者 村澤幸二

令和3年の労働災害発生状況 (令和4年1月末現在集計速報値)について

令和4年1月末現在の令和3年1年間の休業4日以上の労働災害は、下記表のとおりで対前年比2.0%の増加となっています。

昨年同時期より労働災害が15%以上増加した業種は、多い順に「その他の建設業」(122.2%増)、「鉄鋼・金属製品製造業」(77.8%増)、「食料品製造業」(63.2%増)、「道路貨物運送業」(15.9%増)となっています。

事故の型別で見ると、「転倒」災害が一番多く158件(昨年同時期より19件増加)であり、「保健衛生業」、「卸・小売業」、「食料品製造業」、「道路貨物運送業」などの業種で多く発生しています。次いで「墜落・転落」が93件(同11件減少)、「はさまれ・巻き込まれ」が53件(同5件減少)、「動作の反動・無理な動作」が53件(同4件増加)、「切れ・こすれ」が35件(同2件減少)となっています。

事故の起因物別で見ると、「転倒」及び「墜落・転落」

では「仮設物・建築物・構築物等」、「はさまれ・巻き込まれ」及び「切れ・こすれ」では食料品、金属などを加工する「動力機械」、「動作の反動・無理な動作」では特定の起因物ではなく不安定な姿勢などによるものが多くなっています。

また、死亡災害は6件で昨年より2件減少となっており、業種別では、「建設業」が4件と多数を占め、「鉄鋼・金属製品製造業」1件、「その他の事業」1件となっています。死亡災害を事故の型別で見ると「はさまれ・巻き込まれ」が3件、「転倒」、「交通事故(道路)」、「その他」が各1件となっています。

休業災害を減少させ、死亡災害を無くすため、引き続き、「リスクアセスメント」、「安全見える化」ととり運動、「エイジフレンドリーガイドライン」に示す取組などの労働災害防止活動を積極的に取り組んでいただきまますようお願いします。

令和3年労働災害発生状況(速報)

令和3年1月～12月発生状況(令和4年1月末現在集計) 鳥取労働局

業種別	合計				鳥取署				米子署				倉吉署			
	令和3年	令和2年	増減数	増減率(%)												
全産業	(6) 558	(8) 547	11	2.0	(3) 175	(3) 183	-8	-4.4	(2) 270	(4) 262	8	3.1	(1) 113	(1) 102	11	10.8
製造業	(1) 139	(1) 110	29	26.4	(1) 38	(1) 31	7	22.6	67	63	4	6.3	34	16	18	112.5
木材・木製品・家具装備品製造業	12	14	-2	-14.3	3	2	1	50.0	8	11	-3	-27.3	1	1	0	0.0
鉄鋼・金属製品製造業	(1) 16	9	7	77.8	(1) 6	5	1	20.0	4	3	1	33.3	6	1	5	500.0
機械器具製造業	15	16	-1	-6.3	5	4	1	25.0	7	7	0	0.0	3	5	-2	-40.0
食料品製造業	62	38	24	63.2	9	6	3	50.0	31	29	2	6.9	22	3	19	633.3
上記以外の製造業	34	(1) 33	1	3.0	15	(1) 14	1	7.1	17	13	4	30.8	2	6	-4	-66.7
建設業	(4) 79	(5) 83	-4	-4.8	(1) 21	(1) 25	-4	-16.0	(2) 43	(3) 41	2	4.9	(1) 15	(1) 17	-2	-11.8
土木工事業	(1) 21	(2) 30	-9	-30.0	5	(1) 10	-5	-50.0	13	(1) 17	-4	-23.5	(1) 3	3	0	0.0
建築工事業	(2) 38	(3) 44	-6	-13.6	(1) 11	11	0	0.0	(1) 19	(2) 19	0	0.0	8	(1) 14	-6	-42.9
木造家屋建築工事業	(1) 13	(2) 14	-1	-7.1	(1) 5	4	1	25.0	6	(2) 8	-2	-25.0	2	2	0	0.0
その他の建築工事業	(1) 25	(1) 30	-5	-16.7	6	7	-1	-14.3	(1) 13	11	2	18.2	6	(1) 12	-6	-50.0
その他の建設業	(1) 20	9	11	122.2	5	4	1	25.0	(1) 11	5	6	120.0	4	0	4	*
運輸交通業	55	56	-1	-1.8	18	22	-4	-18.2	31	31	0	0.0	6	3	3	100.0
道路貨物運送業	51	44	7	15.9	15	18	-3	-16.7	31	24	7	29.2	5	2	3	150.0
その他の運輸交通業	4	12	-8	-66.7	3	4	-1	-25.0	0	7	-7	-100.0	1	1	0	0.0
林業	16	(1) 24	-8	-33.3	10	13	-3	-23.1	5	(1) 7	-2	-28.6	1	4	-3	-75.0
その他の事業	(1) 269	(1) 274	-5	-1.8	(1) 88	(1) 92	-4	-4.3	124	120	4	3.3	57	62	-5	-8.1
卸・小売業	66	(1) 74	-8	-10.8	19	(1) 32	-13	-40.6	32	32	0	0.0	15	10	5	50.0
飲食店	13	15	-2	-13.3	5	5	0	0.0	6	8	-2	-25.0	2	2	0	0.0
清掃業・ビルメンテナンス業	18	25	-7	-28.0	9	11	-2	-18.2	8	12	-4	-33.3	1	2	-1	-50.0
旅館・ホテル業	9	9	0	0.0	0	1	-1	-100.0	4	6	-2	-33.3	5	2	3	150.0
保健衛生業	83	75	8	10.7	26	19	7	36.8	35	29	6	20.7	22	27	-5	-18.5
通信業・金融業等	19	20	-1	-5.0	9	4	5	125.0	6	11	-5	-45.5	4	5	-1	-20.0
上記以外のその他の事業	(1) 61	56	5	8.9	(1) 20	20	0	0.0	33	22	11	50.0	8	14	-6	-42.9

(注) ()内は死亡者数で内数である。労働基準監督署で受理した休業4日以上の労働者死傷病報告書を取りまとめたもの。

機械器具製造業は、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送機械等製造業の合計である。

事務所における労働衛生対策の一部改正について

令和3年12月1日に「事務所衛生基準規則（事務所則）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が公布され、職場における一般的な労働衛生基準が見直されました。

今回の改正は「作業面の照度」、「便所の設置」、「救急用具の内容」等で、主には次のとおりです。

【照度】 事務作業における作業面の照度の作業区分を3つから2つへと変更し、基準が定められました（但し、令和4年12月1日施行。）

- ・一般的な事務作業：300ルクス以上
- ・付随的な事務作業：150ルクス以上

【便所】 原則、男性用、女性用に区別して設置することに変わりはありませんが、「独立個室型の便所」※について、設置した場合はこれまでの基準に一定数反映させること、少人数（同時に就業する労働者が常時10人以内）で建物の構造からやむを得ない場合等は例外的に当該便所で足りるものとされました。

※男性用、女性用を区別しない四方を壁等で囲まれ一 個の便所により構成された便所。

【救急用具の内容】 事業場で備えるべき救急用具・材料については、品目の規定をなくし、事業場で想定される労働災害等に応じ、必要なものを衛生委員会の検討結果等を踏まえ、備え付けることとなりました。

【その他取扱いの見直し】 以下の事項について、法令の解釈の見直しが行われ、取扱いが変更されます。

◆休養室・休養所

従来、休養室・休養所として専用のものを設けることとされていましたが、専用設備として設けなくても随時利用が可能となるよう機能を確保することで足りるとされました。なお、入口・通路からの目隠し、出入り制限等、設置場所等に応じ、プライバシーと安全の両者に配慮する必要があります。

◆休憩の設備

事業場の実情に応じて、休憩設備の広さや、そのニーズに基づく休憩設備内に備えるべき設備について、衛生委員会等で調査審議、検討等を行い、その結果に基づいて設置することが望ましいとされました。

◆更衣設備等

更衣室を設ける場合、誰もが安全に利用できるようプライバシーの確保に配慮すべきとされました。なお、事業場のニーズに応じて設ける事務所則に規定される「更衣設備」としてではない更衣室やシャワー設備についても、同様に配慮してください。

◆作業環境測定

一酸化炭素、二酸化炭素濃度の測定機器としてあげられている検知管方式と同等以上の性能を有する測定器に電子機器等（一酸化炭素に関しては定電位電解法、二酸化炭素に関しては非分散型赤外線吸収法（NDIR）が含まれます。）も可能である旨が明示されました。

これらは、事業所その他作業場で労働者を働かせるに当たり、その労働者の清潔保持等のために事業者が講ず

べき措置となりますので、内容をご確認の上、必要な措置を講じていただきますようお願いします。

厚生労働省ホームページ：事務所における労働衛生対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439_00007.html

**令和4年4月1日～
パワハラ防止措置が中小企業にも
適用されます！**

令和4年4月1日からパワハラ防止措置が中小企業にも適用されます。

パワハラ防止措置にはパワハラの内容、パワハラを行ってはならない旨の方針、行為者については厳正に対処する旨の方針・対処内容の明確化及びその周知・啓発、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、職場におけるパワハラへの事後の迅速かつ適切な対応を行うこと等があります。

詳しくは以下のQRコードからリーフレットをご参照ください。

お問合せ先：鳥取労働局雇用環境・均等室

☎ 0857-29-1709



パワハラ防止措置に関するリーフレット
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000855268.pdf>

「業務改善助成金 特例コース」のご案内

「業務改善助成金特例コース」は、新型コロナウイルス感染症の影響で、特に業況が厳しい中小企業事業者を支援するため、このたび新設された助成金です。

対象事業場は、①新型コロナウイルス感染症の影響により、「売上高または生産量等を示す指標の令和3年4月から同年12月までの間の連続した任意の3か月間の平均値」が、前年または前々年同期に比べ、30%以上減少し、②令和3年7月16日から同年12月末までの間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げた事業者です。（引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場に限ります。）

※賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時までに、遡って追加の引き上げを行い差額を支払った場合は、対象となります。

上記①②に該当する事業場が生産性向上等に役立つ設備投資等を実施した場合に、その費用の3/4を助成するものです。（助成上限額は引き上げ人数により異なり、最大100万円です。）

※交付決定前に実施した設備投資等は対象外となりますのでご注意ください。

申請期限は令和4年3月31日です。

なお、従来の業務改善助成金の申請期限も令和4年3月31日に延長されました。

詳細は厚生労働省のHPをご覧いただき、鳥取労働局雇用環境・均等室（Tel: 0857-29-1701）までお問い合わせ下さい。

双洋電機株式会社鳥取事業所の森原誉夫氏が 「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」を受賞されました

令和3年度、優れた技能と経験を持ち、担当する部署で作業の安全を確保し優良な成績を挙げた職長として、森原誉夫氏を含む全国110名の方々が「安全優良職長」として厚生労働大臣の顕彰を受けられました。

森原氏は、製造現場の責任者として職長等教育を受講して以降、長年にわたり部下への適切な指導・指示によ

り無災害を継続されています。また、その間、職長等能力向上教育を受講されるなど、知識・技能の継続的な習得にも努めてこられました。

皆様に森原氏の顕彰をご披露しお慶びするとともに、今後のますますのご活躍をお祈りいたします。

石綿事前調査結果報告システムについて

石綿は、過去において、建築部材、断熱材などに使用されていましたが、肺がんなどを発症するおそれがあることから、平成18年に使用などが全面的に禁止されています。しかし、それ以前の建築物、工作物、船舶には石綿を含む材料が使用されている可能性があり、解体工事、改修工事により石綿が飛散する危険性があります。

このため、建築物、工作物、船舶の解体、破碎などの際には、石綿障害予防規則（石綿則）において工事開始前の石綿有無の調査、石綿を含有する吹付け材や保温材の除去作業の届出、作業時の飛散防止措置など、石綿ばく露による健康障害を防止するための措置が義務化されています。

しかしながら、石綿則で義務付けられている作業開始前の石綿含有の有無の事前調査など、建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置が実施されていない事例が散見されたことから、令和2年に石綿則が改正され、一部はすでに施行されています。

この石綿則改正において建築物や工作物の解体・改修工事（規模に関係なくすべての工事が対象）を行う際には、法令に基づき、石綿含有の有無の事前調査が義務付けられましたが、令和4年4月1日からは、一定以上の建築物・工作物の場合、労働基準監督署に事前調査結果の報告を行う義務が事業者（元方／元請事業者）に課せられます。（大気汚染防止法も同様に改正され、自治体への報告が義務付けられています。）

報告対象となる工事は次のとおりで、石綿が含まれていない場合も、その旨報告が必要です。

- ①解体部分の延べ床面積が80m²以上の建築物解体工事
- ②請負金額が税込み100万円以上の建築物の改修工事
- ③請負金額が税込み100万円以上の特定の工作物の解体又は改修工事
- ④総トン数が20トン以上の船舶（鋼製のものに限る）の解体又は改修工事

建築物の改修工事には、模様替え、修繕のほか、建築設備（ガス・電気の供給、給水、排水、換気、冷暖房、排煙、汚水処理のための設備等を含みます。）の設置、修理、撤去等を行う場合が含まれます。また、工作物の改修工事には、定期修理が含まれます。

報告の対象となる特定の工作物は次のものです。

- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備は建築物に含む）
- ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備は建築物に含む）
- ・焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・発電設備（太陽光発電設備、風力発電設備を除く）、

変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）

- ・トンネルの天井版、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- ・プラットホームの上屋、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井版

事前調査結果報告は、原則として石綿事前調査結果報告システムで所轄の労働基準監督署長にて行うこととなっています。このシステムを利用することで、労働基準監督署及び自治体の双方の窓口への書面の提出に出向くことなく行うことができます。

改正石綿則のポイントや石綿事前調査結果報告システムの概要等については、当課、各労働基準監督署へのお問い合わせのほか、石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください。

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>

また、石綿事前調査結果報告システムのURLは次のとおりです。（システムは令和4年4月1日までに公開予定となっており、それまでは石綿総合情報ポータルサイトにリンクしています。）

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>

石綿事前調査結果報告システムの活用をお願いします。

小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口のご案内

小学校休業等対応助成金とは、新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため仕事を休まるを得ない保護者に対して有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主に対して、休暇中に支払った賃金相当額を支給する制度です。

●制度の対象となる休暇の取得期間は、

令和3年8月1日～令和4年3月31日です。

休暇の取得期間	助成金申請期限
令和3年8月1日～10月31日	令和3年12月27日
令和3年11月1日～12月31日	令和4年2月28日
令和4年1月1日～3月31日	令和4年5月31日

鳥取労働局雇用環境・均等室では、小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口を設置し、助成金申請等に関する様々なご相談に応じております。

また、「企業にこの助成金を活用してもらいたい」等、労働者の方からのご相談内容に応じて、企業への特別休暇制度導入・助成金活用の働きかけ等を行っております。

小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口

受付時間 8時30分～17時15分

(土・日・祝日・年末年始を除く)

鳥取労働局雇用環境・均等室 (☎ 0857-29-1701)

●小学校休業等対応助成金について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/kouyou_kyufukin/pageL07_00002.html



令和4年4月1日～ 改正育児・介護休業法が 段階的に施行されます！

令和4年4月1日から改正育児・介護休業法が段階的に施行されます。

令和4年4月1日の改正育児・介護休業法の施行内容は以下の2点です。

- ・育児休業を取得しやすい雇用環境の整備、育児休業制度等に関する個別の周知・意向確認の措置の義務化
- ・有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

また、令和4年10月1日から産後パパ育休（出生時育児休業）が創設されることや育児休業の分割取得が可能になること等段階的な施行が予定されています。詳しくは以下のQRコードからリーフレットをご参照ください。

改正育児・介護休業法に関するリーフレット
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000869228.pdf>



鳥取労働局では「育児休業制度等に関する相談窓口」を設け、改正法の内容や就業規則の改定等についての相談を受け付けています。お気軽にご利用ください。

お問合せ先：☎ 0857-29-1709

ストレスチェックの実施と その報告について

ストレスチェック制度は、定期的にストレス状況について検査を行い、労働者本人に結果を通知することでストレス状況の気付きを促すとともに、職場改善につなげ、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することを目的としています。

ストレス要因が低減していくことで、労働者が働きやすい職場の実現につながり、このことを通じて生産性の向上にもつながるものと考えます。

ストレスチェックの結果、高ストレス者として選定され、面接指導を受ける必要があると実施者が認めた労働者から申出があった場合、事業者は医師による面接を行います。面接により、ストレスその他の心身の状況及び勤務の状況等を確認した上で当該労働者のメンタルヘルス不調のリスクを評価し、本人への指導や職場環境等の改善等、適切な措置を講じてください。

また、ストレスチェックの実施結果を職場や部署単位で集計・分析することにより、それぞれの職場や部署における労働者のストレスの状態が明らかになりますので、当該部署の業務内容や労働時間など他の情報と合わせて評価し、事業場や部署として仕事の量的・質的負担が高いのか、周囲からの社会的支援の状況はどうか等判定して、職場の健康リスクが高い場合には、職場環境等の改善等の措置を行い、職場のストレスを低減させてください。

なお、常時50人以上の労働者を使用する事業者は、1年以内ごとに1回、ストレスチェックの実施結果を、「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」(様式第6号の2)に記載して、所轄労働基準監督署長に提出していただくこととなっていますので、当該報告書を、まだ提出いただけていない場合は、至急提出をお願いします。

心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書
(厚生労働省ホームページ)

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/24.html>

また、常時使用する労働者数が50人未満の事業場においては、当分の間、ストレスチェックの実施は努力義務とされています。これらの事業場において面接指導を実施する場合には、鳥取産業保健総合支援センターの地域窓口（「鳥取・倉吉・米子地域産業保健センター」東・中・西部医師会館内に設置されています。）等を活用することもできますので、ご検討ください。

そして、メンタル疾患の発症、重篤化させないためにも、早期に気づき対応を行うことが重要となります。

労働者が安心してメンタルヘルス等について相談できる、社内（事業場内産業保健スタッフ等（産業医、衛生管理者又は衛生推進者、事業場内の保健師等）が担当）もしくは社外（事業場外資源 鳥取産業保健総合支援センター、こころの耳、鳥取いのちの電話等）の相談窓口を開設し、メール配信や掲示等により労働者へ周知を行い、その活用を図ってください。

鳥取産業保健総合支援センター（鳥取市扇町115-1 鳥取駅前第一生命ビル6階 電話：0857-25-3431）
ストレスチェックの導入、メンタルヘルス不調の予防から職場復帰支援までのメンタルヘルス対策全般について対応する総合相談等を行っています。

同センターのメンタルヘルス対策支援サービス
https://www.tottoris.johas.go.jp/?page_id=100

こころの耳 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト
<https://kokoro.mhlw.go.jp/>

鳥取いのちの電話（鳥取いのちの電話 相談料無料、通話料負担）

<http://www.tottori-inochinodenwa.com/>

・毎日正午から21時（0857-21-4343） 毎月10日はフリーダイヤル（0120-783-556）で相談対応しています。

「ストレスチェック制度サポートダイヤル」

産業医、保健師等ストレスチェックの実施者、事業者、衛生管理者等ストレスチェック制度担当者等からのストレスチェック制度の実施方法、実施体制、不利益な取扱いなどに関する相談にお答えします。

電話0570-031050(全国統一ナビダイヤル)※通話料がかかります。

受付時間平日10時～17時(土曜、日曜、祝日、12月29日～1月3日は除く)

厚生労働省ホームページ：ストレスチェック等の職場におけるメンタルヘルス対策

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>

「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」ダウンロードサイト

<https://stresscheck.mhlw.go.jp/>

いのちを守る相談窓口一覧（鳥取県ホームページ）

<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/748087/R02.5kousin.pdf>

・社会生活を送る上で発生するさまざまな出来事（借金、労働問題、自死遺族、DV、介護、子供の非行等）についての県内の相談窓口が掲載されています。

令和4年度各種技能講習等実施計画

技能講習(受講料は消費税、テキスト代を含みます。)

区分	玉掛け (1t以上のクレーン等の玉掛け) (学科2~1.5日・実技1日) 受講料23,650~21,450円	ガス溶接 (金属の溶接・切断・加熱) (学科1日・実技1日) 受講料 12,980円	フォークリフト運転 (最大荷重1t以上) (学科1日・実技3日) 受講料32,450円	小型移動式クレーン運転 (つり上げ荷重5t未満) (学科2~1.5日・実技1日) 受講料25,905~22,605円	床上操作式クレーン運転 (つり上げ荷重5t以上) (学科2~1.5日・実技1日) 受講料25,905~22,605円
案内	3月上旬①②③④⑤ 7月お~み~⑥⑦⑧⑨	3月上旬	3月上旬①②③④ 7月お~み~⑤⑥⑦⑧	3月上旬	3月上旬
4月	①鳥:学科4(月)5(火) 実技6(水)~11(月) ②米:学科2(月)26(火) 実技27(水)~5/7(土)		①倉:学科12(火) 実技14(木)~26(火)		
5月	③倉:学科10(火)11(水) 実技12(木)~17(火) ④米:学科18(水)19(木) 実技20(金)~25(水)		②米:学科9(月) 実技11(水)~28(土)	①鳥:学科26(木)27(金) 実技30(月)~6/9(木)	
6月	⑤倉:学科21(火)22(水) 実技23(木)~25(土)		③鳥:学科10(金) 実技13(月)~29(水) ④米:学科29(水) 実技7/4(月)~21(木)	②米:学科27(月)28(火) 実技7/5(火)~15(金)	
7月		①米:学科27(水) 実技8/1(月)~4(木) 〔学生含む〕			米:学科25(月)26(火) 実技7/29(金) ~8/12(金)
8月		②鳥:学科17(水) 実技18(木)~26(金) 〔学生含む〕			
9月	⑥鳥:学科1(木)2(金) 実技5(月)~10(土)		⑤鳥:学科9(金) 実技12(月)~10/1(土)	③倉:学科14(水)15(木) 実技17(土)~10/1(土)	
10月	⑦米:学科11(火)12(水) 実技13(木)~22(土) ⑧倉:学科24(月)25(火) 実技26(水)~11/1(火)				
11月			⑥倉:学科4(金) 実技9(水)~25(金) ⑦米:学科29(火)	④米:学科7(月)8(火) 実技10(木)~18(金)	
12月		③倉:学科12(月)〔学生含む〕 実技13(火)~15(木)	実技12/1(木)~21(水)		
R5	⑨米:学科1/30(月)31(火) 実技2/1(水)~3(金)		⑧倉:学科1/10(火) 実技1/12(木)~25(水)		

作業主任者技能講習(受講料は消費税、テキスト代を含みます。)

区分	酸素欠乏・ 硫化水素危険 (学科2日・実技1日) 受講料17,710円	有機溶剤 (学科2日) 受講料 14,080円	特定化学物質 ・四亜鉛等 (学科2日) 受講料14,080円	石綿 (学科2日) 受講料 12,980円	乾燥設備 (学科2日) 受講料 15,840円	プレス機械 (学科2日) 受講料 15,840円
案内	3月上旬	3月上旬	3月上旬	3月上旬	3月上旬	3月上旬
月日	①倉:学科 4/18(月)19(火) 実技 20(水)~22(金) ②倉:学科 10/3(月)4(火) 実技 5(水)~7(金)	①倉:学科 7/19(火)20(水) ②倉:学科 11/21(月)22(火)	倉:学科 ①6/13(月)14(火) ②8/29(月)30(火) ③12/19(月)20(火)	倉:学科 12/5(月)6(火)	倉:学科 1/12(木)13(金)	倉:学科 8/23(火)24(水)

※実施日の鳥、倉、米はそれぞれ鳥取市内、倉吉市内、米子市内で実施することを示します。

※日程、会場等変更する場合がありますので、当協会ホームページ(<http://www.totori-rouki.or.jp/>)等で確認してください。

免許試験準備講習・実技教習

第一種・第二種衛生管理者 受講料20,900円~15,840円
案内 7月上旬
学科 9/12(月)、13(火) 会場 倉吉体育文化会館
クレーン運転実技教習(随時) 受講料79,200円
会場 ポリテクセンター米子

鳥取地区免許試験

- (1) 第一種・第二種衛生管理者、クレーン・デリック運転士(クレーン限定)
(2) 一級ボイラー技士、二級ボイラー技士、ボイラー整備士

日 時: 令和4年11月19日(土)

場 所: 倉吉体育文化会館(倉吉市山根529-2)

受 付: 窓口(当協会、中部支部、西部支部)

9月20日(火)~22日(木)

郵送(当協会、中部支部、西部支部)

9月16日(金)~30日(金)

※(1)の免許試験の受付は、当協会、中部支部、西部支部で行います。

(2)の免許試験の受付は、当協会(各支部は除く。)のみで行います。

東部支部だより

労働条件の明示について

鳥取労働基準監督署

労働契約を締結する際には、賃金や労働時間、休日などの労働条件を明確に記載した書面を労働者に交付することができます。なお、労働者が希望した場合は、FAXやWebメールサービスなどの方法で明示することができますが、書面として出力できるものに限り

【記載例】

(一般労働者用; 常用、有期雇用型)

労働条件通知書	
令和4年○月○日	
事業場名称、所在地 株式会社○(以下工場 鳥取市○) 並びに事業 使用者 職氏名 代表取締役 ○○○○	
契約期間	
期間の定めなし 期間の定めあり (令和4年○月○日～令和5年の○月○日) ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入	
1 契約の更新の有無 【自動的に更新する・更新する場合があり得る】契約の更新はない、その他() 2 契約の更新は次により判断する。 ・契約期間満了時の業務量 [勤務成績、態度] 能力 ・会社の経営状況、従事している業務の進捗状況 ・その他()	
【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 有期雇用登録が生じない期間：I (高齢復帰)、II (定期後の高齢者) I 特定有期雇用開始から完了までの期間(年 か月(上限10年)) II 定年後引き続き雇用されている期間	
就業の場所	
株式会社○(以下工場)	
従事すべき業務の内容	
製品の検査、出荷業務 【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 ・特定有期雇用()開始日： 完了日：	
始業・終業の時刻等	
(1)始業(9 時 00 分) 終業(17 時 00 分) 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (2)変形労働時間制等：()単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組合せ等による。 -始業(時 分) 終業(時 分)(適用日) -始業(時 分) 終業(時 分)(適用日) -始業(時 分) 終業(時 分)(適用日) (3)フルタイム体制：始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 (ただし、ルギングタイム(始業) 時 分から 時 分、 終業 時 分から 時 分) (4)事業場外みなし労働時間制：始業(時 分) 終業(時 分) (5)残業芳徳制：始業(時 分) 終業(時 分)を基本とし、労働者の決定に委ねる。	
○詳細は、就業規則第○条～第○条、第○条～第○条、第○条～第○条	
休憩時間(60)分	
3 所定時間外労働の有無(有)、(無)	
休 日	
・定期例日：毎週○日曜日(国民の祝日)その他(8:30～8:16 12:30～13:3) ・非定期例日：週○月当り○日、その他の() 1 年単位の変形労働時間制の場合一年間○日 ○詳細は、就業規則第○条～第○条、第○条～第○条	
休暇	
1 年次有給休暇 6か月継続勤務の場合→ 10 日 継続勤務6ヶ月以内の年次有給休暇 (有) (無) → か月経過で 日 時限単位休暇 (有) (無)	
2 代替休暇(有) 3 その他の休暇 有給(orte) (orte) 無給(orte) (orte)	
○詳細は、就業規則第○条～第○条、第○条～第○条	

(次回に続く)

ます。

労働条件を明示しその内容を労働契約の相手方へ具体的に伝えることは、良好な労使関係構築の第一歩です。

3月から4月は、労働者の雇入れが多くなる時期です。労働条件通知書の記載例を参考にしていただき、適切な労働条件の明示をお願いします。

労働条件通知書の参考様式と記載要領は、厚生労働省のホームページ
(https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/dl/youshiki_01a.pdf)
から入手できます。

お問合せ先 鳥取労働基準監督署(Tel 24-3211)

質 金	1 基本賃金 イ 月給() 円、ロ 日給() 円 △ 時間給(1,200 円) ニ 出来高給(基本単価 円、課題給 円) ホ その他() 円 ヘ 就業規則に規定されている賃金等級等
手当について	2 諸手当の額又は計算方法 イ (施設 手当 月額 5,200 円) / 計算方法： 漢字に記して支給 ロ (隸属 手当 月額 5,000 円) / 計算方法： 漢字の計算結果に記して支給 ハ (手当 円) / 計算方法： () ニ (手当 円) / 計算方法： () 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 準定時間外、法定超過(25 %) 月 60 時間超 (50 %) 所定超過 (25 %) ロ 休日 法定休日 (35 %)、法定休日 (25 %) ハ 深夜 (25 %) 4 賃金締切日 (基本給) ～毎月 20 日、(手当) ～毎月 20 日 5 賃金支払日 (基本給) ～毎月 末日、(手当) ～毎月 末日 6 賃金の支払方法 (銀行振込) 7 労使協定に基づく賃金支払日の控除(無) (有) (規定会員) 8 異常 (有) 金額等 年月 4 日 契約等を開始して ()、無 9 賃与 (有) 時期、金額等 年月 7 月、12 月 契約等を開始して ()、無 10 退職金 (有 時期、金額等) () ()
退職に関する事項	1 定年制 (有 65 歳)、無 2 繰続雇用制度 (有 70 歳まで)、無 3 自己都合退職の手続 (退職する 14 日以上前に届け出ること) 4 解雇の手続及び手続 〔既に退職手続第○条(退職)、○条(解雇)に上る。 ○解雇についての原則として 30 日前に予告する。 ○詳細は、就業規則第○条～第○条、第○条～第○条〕
そ の 他	・社会保険の加入状況 (厚生年金) (健康保険) 厚生年金基金 その他() ・雇用保険の適用 (有)、無 ・雇用保険の改善等に係る事項に係る手続窓口 部署名 機関名 相当者職氏名 () () () () ・その他 (有) (有) (有) (有) 〔既に会社○()、就業規則による〕 ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合についての説明です。 労働契約法第18条の規定により、有期労働契約(平成25年4月1日以降に開始するもの)の契約期間が通常5年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働者から申し込まざることによりて、当該労働契約の期間の末日以後から期間の定めのない労働契約に転換されます。ただし、有期雇用特別措置法による特例となる場合は、この「5年」という期間は、本通知書の「契約期間」欄に示したとおりとなります。

* 以上のはほかは、当社就業規則による。

* 労働条件通知書については、労使間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。

令和4年安全祈願祭のご報告

令和4年1月26日に岡田支部長、安東副支部長のご参列をいただき、鳥取市国府町の宇倍神社にて、東部支部管内の産業発展と会員の皆様の安全・無災害のご祈祷を受けてまいりました。

一時収束に向けた動きがみられた新型コロナウィルスは感染力の強い変異株が県内でも猛威を振るっていますが、宮司様より本年の干支「壬寅」の意味するところを

お聞きし、私なりに(陽気を育み春の胎動を助く年。厳しい冬を耐えれば命の芽吹く春がやってくるので、今を有意義に過ごすことが大切。)と理解いたした次第です。

要するに令和4年は希望を持てる年であるということです。安全祈願のご報告とともに、会員各位のご発展と東部地域の安全を祈念いたしております。

支部事務局は、本年も各種事業展開に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

西部支部だより

『安全祈願祭』

西部支部では、令和4年1月20日(木)11時から米子地区建設業労働災害防止協議会(米子地区建災防)と合同で勝田神社において『安全祈願祭』を行いました。

当日は、西部支部から永東支部長、太田副支部長と米子地区建災防から斎木会長をはじめ役員が出席して、今年一年の安全を祈願しました。

西部支部会員事業場並びに米子地区建災防会員事業場の皆様の無事故・無災害・無病息災と事業のご繁栄をお祈り申し上げます。



令和4年度(一社)鳥取県労働基準協会西部支部 講習会予定表(4~6月分)

月 日	時 間	行事名及び講習会名	会 場
4月14日(木)	9:00 ~ 17:00	雇い入れ時の安全衛生教育(ビジネスマナー教育含む)	米子食品会館
5月12日(木)	13:00 ~ 16:30	熱中症予防労働衛生教育	米子食品会館
5月16日(月)	8:30 ~ 17:00	アーク溶接等業務特別教育(学科)	米子食品会館
5月17日(火)	8:30 ~ 12:00	" (学科)	
5月17日(火)	13:00 ~ 17:00	" (実技)	
5月18日(水)	9:00 ~ 16:00	" (実技)	ポリテクセンター米子
5月19日(木)	9:00 ~ 17:00	" (実技)	
5月20日(金)	9:00 ~ 12:00	" (実技)	
5月25日(水)	9:00 ~ 16:00	足場の組立て等業務特別教育	米子食品会館
6月1日(水)	9:00 ~ 17:00	フルハーネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育(学科・実技)	米子食品会館
6月2日(木)	9:00 ~ 17:00	フルハーネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育(学科・実技)	
6月9日(木)	13:30 ~ 17:00	安全管理者等安全担当者研修	米子食品会館
6月15日(水)	9:00 ~ 16:00	5t未満クレーン運転業務特別教育(学科)	米子食品会館
6月16日(木)	9:00 ~ 12:00	" (学科)	
6月19日(日)	8:30 ~ 12:30	" (実技)	日成工業(有)

※申込書等のご案内は、当協会ホームページにて実施日の約1ヶ月前に掲載いたします。

※募集人数(定員)を設けている特別教育につきましては、定員に達した時点で締め切りのご案内を、当協会ホームページに掲載いたしますので、申し込まれる際はご確認をお願いいたします。

※お問い合わせ (一社)鳥取県労働基準協会西部支部 電話0859-34-5876

米子市東町11メゾン東町ビル2F FAX 0859-34-6877

中部支部だより

令和4年の「安全祈願祭」

中部支部は、「安全祈願祭」を令和4年1月12日（水）賀茂神社（倉吉市葵町）において行いました。

当日は、会員事業場の無災害及び事業繁栄を祈願するため、井木久博支部長をはじめ、副支部長、幹事並びに事務局長ら支部役職員12名が出席し、本年の安全を祈願しました。

中部支部会員事業場の皆様方の無事故・無災害と事業の繁栄をお祈り申し上げます。

溶接ヒュームに有効な呼吸用保護具の使用義務化

「溶接ヒューム」については、労働安全衛生法施行令等の改正により、特定化学物質（管理第2類物質）として指定され、暴露防止対策の実施や特殊健康診断の実施、金属アーケン溶接等作業での特定化学物質作業主任者の選任等の措置義務が規定されました（令和3年4月施行。令和4年3月までの経過措置あり）。

また、これに伴い、金属アーケン溶接等作業に労働者を従事させるときは、有効な呼吸用保護具を使用させなければなりません（令和4年3月までの経過措置あり）。

さらに、屋内において同作業を継続して行う労働者に呼吸用保護具（面体を有するもの）を使用させるときは、フィットテストを1年以内ごとに1回、定期的に実施せなければなりません（令和5年4月適用）。

事務所でパソコン作業に従事する方へ

情報機器（VDT）作業による健康障害の予防としてはパソコンなどの作業をしないことですが、それは簡単なことではありません。

厚生労働省は、情報機器（VDT）作業をする人の心身の負担を軽減し、情報機器（VDT）作業を支障なく行うための「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」を令和元年に策定し、作業環境管理・作業管理・健康管理などについて基準を示しています。

以下にその予防と対策を簡単にまとめておきます。

◎作業環境

- ・室内は、著しい明暗の対照がなく、まぶしさを感じないようにする
- ・机上の照度は、300ルクス以上とする
- ・太陽光が入る場合は、窓にブラインドやカーテンを設ける
- ・ディスプレイの位置、前後の傾き、向きを調整してグレア（映り込み）を防止する

◎作業時間

- ・連続作業時間が1時間を超えないようにする
- ・連続作業と連続作業の間に、10～15分の休止時間を設ける

・連続作業時間内に1～2回程度の小休止を設ける

◎作業姿勢

- ・椅子に深く腰をかけてしっかりと背もたれに当て、足裏全体が床に接した姿勢を基本とする
- ・40cm以上の視距離が確保できるようにする
- ・ディスプレイは、その画面の上端が眼の高さとほぼ同じか、やや下になる高さにする
- などです。

情報機器（VDT）作業による健康障害の予防は、作業環境を適切に整え、休憩をこまめに取ることで、かなりの効果が期待できます。

令和4年度 安全衛生教育等講習会のご案内

中部支部では、次のとおり各種の安全衛生教育や研修会等を予定しております。

① 安全衛生推進者養成講習（2日間）

5月18日（水）・19日（木）

② フルハーネス型墜落制止用器具作業特別教育

第1回 5月30日（月）

第2回 9月5日（月）

第3回 11月7日（月）

③ 卷上げ機運転業務特別教育（2日間）

学科 6月8日（水）

実技 6月9日（木）

④ 安全管理者等安全担当者研修 6月17日（金）

⑤ 熱中症予防労働衛生教育 6月24日（金）

⑥ 職長・安全衛生責任者教育（2日間）

7月14日（木）・15日（金）

⑦ 職長・安全衛生責任者教育（2日間）

7月28日（木）・29日（金）

⑧ アーク溶接業務特別教育（3日間）

学科 8月29日（月）・30日（火）

実技 8月30日（火）・31日（水）

⑨ 自由研削用といし取替業務特別教育

9月8日（木）

⑩ 5トン未満クレーン運転業務特別教育（3日間）

学科 9月14日（水）・15日（木）

実技 9月16日（金）

⑪ 衛生管理者等衛生担当者研修 9月22日（木）

⑫ 安全管理者選任時研修（2日間）

10月13日（木）・14日（金）

⑬ 特定粉じん作業特別教育

11月11日（金）

⑭ 化学物質管理者養成研修

11月18日（金）

⑮ KYT（危険予知訓練）研修

11月22日（火）

⑯ 電気（低圧）取扱業務特別教育

12月7日（水）

⑰ 足場の組み立て等業務特別教

12月15日（木）

⑱ 労務管理担当者研修

令和5年2月9日（木）

なお、上記の講習会等の開催及び開催時期については変更することがありますので下記にお問い合わせ下さい。

【受付・問合せ先】

倉吉市上灘町115-1（有）河崎組3階

（一社）鳥取県労働基準協会中部支部

（Tel・Fax兼用 0858-22-9054）